

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	長崎振興局	建設部 砂防課	2018年 5月10日	平成30年度長崎振興局土砂災害警戒区域等設定確認業務委託	1,736,640	大村市池田2丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私権の制限等を行わせる基礎となるため、統一性・信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり、請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない委任先であることが求められる。 よって、公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
2	長崎振興局	建設部 砂防課	2018年 6月7日	多以良(4)地区急傾斜地崩壊対策工事(分筆登記業務委託)	1,689,120	長崎市万才町10番3号サンガーデン万才町 土地家屋調査士法人 寺岡事務所 代表社員 寺岡 誠三	今回委託する業務は、平成27年度、28年度、29年度に単価契約により委託した調査・測量業務の成果をもとに登記に必要な地積測量図及び調査報告書等を作成し登記嘱託を行うものである。 不動産登記法によると実際に調査・測量を行った者が、地積測量図の作成者として署名又は記名押印をしなければならないとされている。 当該調査・測量業務は、土地家屋調査士法人寺岡事務所の社員としての立場で当該土地家屋調査士が行ったもので、その責任等は土地家屋調査士法人寺岡事務所に帰属するものであり、地積測量図の作成等についても同様に土地家屋調査士法人寺岡事務所の社員としての立場で当該土地家屋調査士に行わせる必要がある。 よって、本業務については、以前調査・測量を実施した土地家屋調査士が所属する土地家屋調査士法人寺岡事務所に委託するものである。	第167条の2第1項 第2号
3	長崎振興局	建設部 長与都市開発事業所	2018年 5月18日	長崎振興局長与都市開発事業所積算技術業務委託	2,268,000	大村市池田2丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
4	長崎振興局	建設部 道路維持課	2018年 5月1日	一般国道202号橋梁補修工事(監督補助業務委託)	18,900,000	大村市池田2丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	長崎振興局	建設部 道路維持課	2018年 5月18日	長崎振興局建設部積算技術業務委託	5,130,000	大村市池田2丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
6	長崎振興局	建設部 道路維持課	2018年 8月6日	主要地方道野母崎宿線道路維持工事(仮設防護柵工)	7,657,200	長崎市宝町4番30号 株式会社 星野組 代表取締役 星野 憲司	平成30年7月5日に発生した集中豪雨(連続雨量175mm(7/5_3:40~7/7_6:20))により主要地方道野母崎宿線の長崎市脇岬町で7月7日の午後6時頃、道路斜面が崩落し、道路が全面通行止めとなった。 当該箇所は野母崎半島を一周する幹線道路の一部であり、脇岬港や樺島へのアクセス道路でもある。またバス路線となっているため、早期の交通解放が必要である。 そのためにも、被災直後、現地での緊急対応及び交通規制を行い、現地状況に精通している(株)星野組に規制解除に必要な仮設防護柵設置を依頼したい。	第167条の2第1項 第5号
7	長崎振興局	建設部 道路維持課	2018年 10月9日	一般国道499号電線共同溝整備工事(電力系引込管路)	1,336,927	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社 長崎配電事業所 所長 衛藤 雅彦	本工事は自治体管路方式により無電柱化が完了した区間において新規需要が発生したことにより管路増設を行うものである。自治体管路方式による工事は、保安上や既存設備との接続、施工管理の観点などから円滑な整備を図るため「自治体管路方式に関する細目協定」を平成5年に長崎県知事と九州電力株式会社長崎支店長で締結し、九州電力株式会社に委託することとしている。 今回の管路増設についてもこの協定に基づき電線管理者である九州電力株式会社長崎配電事業所所長 衛藤雅彦に委託するものである。	第167条の2第1項 第2号
8	長崎振興局	建設部 道路維持課	2018年 10月23日	30単災防第105-2号 一般国道202号道路災害防除工事(測量設計業務委託)	3,369,600	長崎市栄町5-5 株式会社 三洋コンサルタント 長崎支店 支店長 田嶋 頼英	平成30年10月5日から6日にかけて長崎県に接近した台風25号による高波で、一般国道202号の長崎市神浦口福町において盛土法面が崩壊した。当該箇所は長崎市と西海市とをアクセスする幹線国道に位置し、かつバス路線であることから早期の復旧が必要である。このことから、当業務において被災当時の波浪の再現を行なう必要があるが、波浪推算業務の実績が豊富で、かつ被災箇所近隣の港における業務実績等近隣の地形に精通している株式会社 三洋コンサルタント 長崎支店と随意契約を行なうものである。	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	長崎振興局	建設部 道路維持課	2019年 3月29日	主要地方道長崎南環状線交通管理業務委託	16,575,840	長崎市元船町17番1号 長崎県道路公社 理事長 岩崎 直紀	当区間は、長崎自動車道と直結し一般国道202号に接続する女神大橋有料道路や自動車専用道路を含む地域高規格道路で設計速度が高い区間である。さらに長大トンネル(唐八景トンネル、大浜トンネル)、長大橋梁(女神大橋)があることから、防災管理体制を含めた区間全体の一体的な高速自動車道並の高度な管理体制が必要である。 このため、これまでも女神大橋有料道路の情報設備、唐八景トンネル・大浜トンネルの防災設備を出島道路管理事務所一元管理し、区間全体の一体的な管理を長崎県道路公社で行うことにより通行車両の安全確保を図っている。 これにより、長崎県道路公社と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
10	長崎振興局	建設部 道路建設課	2019年 3月26日	一般県道奥ノ時津線道路改良工事(監督補助業務委託3)	18,036,000	大村市池田二丁目1133番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
11	長崎振興局	建設部 用地課	2018年 4月2日	一般県道奥ノ時津線道路改良工事(時津工区)及び外1線に伴う用地取得事務委託	6,977,000	長崎市元船町17番1号 長崎県土地開発公社 理事長 岩崎 直紀	用地取得業務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の規制により、民間業者に委託することは適当ではなく、契約の相手方が限定される。 県土地開発公社は、公共用地取得を行う専門機関として県の全額出資により設立された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同法により用地取得に係るあっせん業務が認められており、又、損失補償基準、用地交渉等に精通しているため、安定した業務遂行が期待できる。	第167条の2第1項 第2号
12	長崎振興局	建設部 用地課	2018年 9月28日	主要地方道長崎南環状線道路改良工事(新戸町~江川町工区)に伴う用地取得事務委託	8,415,000	元船町17番1号 長崎県土地開発公社 理事長 岩崎 直紀	用地取得業務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の規制により、民間業者に委託することは適当ではなく、契約の相手方が限定される。 県土地開発公社は、公共用地取得を行う専門機関として県の全額出資により設立された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同法により用地取得に係るあっせん業務が認められており、又、損失補償基準、用地交渉等に精通しているため、安定した業務遂行が期待できる。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2018年 4月2日	長崎港内及び長崎漁港内海面清掃委託	27,486,000	長崎市国分町3-30 長崎港清掃協議会 会長 中部 憲一郎	<p>長崎港清掃協議会は、長崎港内及び長崎漁港（三重地区）内の海面清掃を行うために設立された団体である。海面清掃を行うには、港内の気象・海洋・地理的条件（風向、風速、潮流等）に精通しており、また、特殊な清掃船の操作を伴うため、その特殊性を熟知したうえでの業務であり、熟練した技能が求められる。</p> <p>長崎港清掃協議会は、設立以来、本業務を行っており、業務に精通し、かつ熟知しており、この業務を遂行できる唯一の団体である。港内において、航行に支障が出る流木やゴミが頻繁に発生しており、長崎県の安全管理の指示に対し、長崎港清掃協議会は、柔軟に緊急対応ができ、港の安全を守っている。この協議会は、県の管理港及び管理漁港に係る会員の会費及び長崎市からの補助金を受けて成り立っており、営利を追求しておらず、公平な立場で対応が可能である。</p> <p>よって、本業務は競争入札には適さないものである。</p>	第167条の2第1項 第2号
14	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2018年 5月15日	長崎港保安規定改訂業務（柳西）委託	5,508,000	東京都港区赤坂3丁目3番5号 公益社団法人 日本港湾協会 会長 宗岡 正二	<p>当該ガイドラインは、国際条約に基づいた港湾におけるテロ等の破壊行為に対応する保安規程を国が定めたガイドラインに基づき改定するもので、保安計画を策定するための専門知識が必要となる。保安計画を策定するためには、保安に関する特殊な専門知識以外にも、港湾施設整備や港湾荷役等の港湾全般の知識が必要となる。業務に必要なガイドライン等は、機密保持の観点から一般に開示することはできない。</p> <p>このため、業務内容を公表する競争入札はできないものであり、委託先は、最新の国際港湾情報収集・蓄積に努め、国際的な港湾における保安対策について精通しており、国の保安対策についてコンサルティング業務や保安設備の設計を行っている。埠頭保安規程の変更承認には、計画図、制限区域図、保安設備図等の保安規程専用の図面作成が必要であるが、担当職員では作成は困難である。</p> <p>よって、他県の保安規定策定業務も多数受注している公益社団法人日本港湾協会に委託するものである。</p>	第167条の2第1項 第2号
15	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2018年 7月10日	池島港航路泊地災害復旧工事	33,372,000	長崎市新地町5-17 株式会社上滝 代表取締役 上滝 満	<p>池島港の航路泊地が台風7号(H30.7.3)により埋塞した。同航路は、離島である池島と本土とを結ぶ定期航路として利用されており、周辺に代替となる航路は無く、利用しているフェリーの航行に支障をきたしているため、緊急に浚渫を行う必要がある。</p> <p>上記のことから、近接の北防波堤で浚渫・捨石投入を実施中で、現場を熟知しており、緊急な対応ができる企業は、(株)上滝しかいないため、株式会社上滝 代表取締役 上滝 満と随意契約（1社見積）を行うものである。</p>	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2018年 7月11日	長崎港広域連携工事（浮桟橋適合性確認）	3,888,000	東京都港区西新橋1丁目14-2 一般財団法人 沿岸技術研究センター 確認審査所長 春日井 康夫	本業務は、港湾の施設に関する技術上の基準等（港湾法第56条の2の2第3項）の確認について、確認対象施設（港湾法施行規則第28条の2）の規定に基づき確認申請を行うものである。 しかし、この業務は登録（港湾法第56条の2の3）の規定により国土交通大臣の登録を受けたものしか行えない業務である。 この登録を受けているのは、一般財団法人沿岸技術研究センターしかいないため、随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
17	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2018年 9月3日	県営常盤南駐車場使用料徴収収納業務委託	単価契約 別紙のとおり	長崎市松ヶ枝町3-19 長崎緑地公園管理事業協同組合 代表理事 小川 雅明	クルーズ客船ツアーバスの駐車場有料化(平成30年9月1日施行)に伴い、今年度末までの旅行会社等からの料金徴収業務を委託するもの。 そのバス代金徴収業務はクルーズ客船接岸時において、 長崎緑地公園管理事業協同組合が指定管理者である「松が枝国際ターミナル」内において徴収を行うこと 長崎緑地公園管理事業協同組合が指定管理者である「松が枝国際ターミナル駐車場」分と県管理である「常盤南駐車場」分とを同時に徴収()することとしており、松が枝国際ターミナルの指定管理者である長崎緑地公園管理事業協同組合は、既に他の施設使用料徴収業務を行っていることから、一元的に実施することで県民へのサービス向上と人件費の削減による経費の縮減が出来る。 同一旅行会社等が、「松が枝国際ターミナル駐車場」と「常盤南駐車場」の両方の駐車場にまたがってバスを駐車するため、同時に徴収するもの	第167条の2第1項 第2号
18	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2018年 10月11日	池島港航路泊地災害復旧工事	20,844,000	長崎市新地町5番17号 株式会社 上滝 代表取締役 上滝 満	平成30年10月6日の台風の接近により、池島港の航路泊地が埋塞した。 同航路は、離島である池島と本土とを結ぶ定期航路として利用されており、周辺に代替となる航路は無く、利用しているフェリー・高速船の就航に支障をきたしているため、緊急に復旧を行う必要がある。 なお、契約の相手方は「大規模災害並びに事故発生時における支援活動に関する協定書」の第4条(3)により要請を行い、第7条により、請負契約を株式会社上滝 代表取締役 上滝 満と締結し、精算するものである。	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2018年 10月11日	池島栈橋災害復旧工事	2,916,000	長崎市新地町5番17号 株式会社 上滝 代表取締役 上滝 満	平成30年10月6日の台風の接近により、池島栈橋の渡橋が落橋・損傷した。 同航路は、離島である池島と本土とを結び定期航路として利用されており、周辺に代替となる航路は無く、利用しているフェリー・高速船の就航に支障をきたしているため、緊急に復旧を行う必要がある。 なお、契約の相手方は「大規模災害並びに事故発生時における支援活動に関する協定書」の第4条(3)により要請を行い、第7条により、請負契約を株式会社上滝 代表取締役 上滝 満と締結し、精算するものである。	第167条の2第1項 第5号
20	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2019年 1月28日	長崎港保安規定改訂業務(柳西・北)委託	6,156,000	東京都港区赤坂3-3-5 公益社団法人 日本港湾協会 会長 宗岡 正二	当該ガイドラインは、国際条約に基づいた港湾におけるテロ等の破壊行為に対応する保安規程を国が定めたガイドラインに基づき改定するもので、保安計画を策定するための専門知識が必要となる。保安計画を策定するためには、保安に関する特殊な専門知識以外にも、港湾施設整備や港湾荷役等の港湾全般の知識が必要となる。業務に必要なガイドライン等は、機密保持の観点から一般に開示することはできない。 このため、業務内容を公表する競争入札はできないものであり、委託先は、最新の国際港湾情報収集・蓄積に努め、国際的な港湾における保安対策について精通しており、国の保安対策についてコンサルティング業務や保安設備の設計を行っている。埠頭保安規程の変更承認には、計画図、制限区域図、保安設備図等の保安規程専用の図面作成が必要であるが、担当職員では作成は困難である。 よって、他県の保安規定策定業務も多数受注している公益社団法人日本港湾協会に委託するものである。	第167条の2第1項 第2号
21	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2019年 3月26日	長崎港小ヶ倉柳ふ頭荷役機械管理運営業務委託	30,100,000	長崎小ヶ倉3丁目7番1 20 長崎港コンテナターミナル運 営協会 会長 後藤 文雄	同協会は、日本通運(株)を始め小ヶ倉柳地区で港湾運送業を営む企業6社により港湾運送業の円滑な運営を図るため設立された団体であり、長崎県から許可を受けた「カントリークレーン、ストラットルキャリア及びフォークリフト」を使用し荷役作業を行っている。 当業務は、これら港湾荷役機械の月例点検や年次点検等の維持管理業務を委託するものである。 月例点検や年次点検等は、高度な知識が必要となるが、始業前点検を行っている同協会会員の港湾荷役機械使用者の立会が必須であるなど、始業前点検と一体となった点検であり、点検日程についても同協会との調整が不可欠であるため、同協会に委託し効率化を図るものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2019年 3月29日	高島港港湾緑地管理委託	1,390,000	長崎市桜町2-22 長崎市 長崎市長 田上 富久	長崎市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「高島港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を長崎市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること。また、長崎市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができる。 以上の理由により長崎市と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

(別紙)

部局・所属名: 長崎振興局 長崎港湾漁港事務所 港営課

契約日: 平成30年9月3日 契約の名称: 県営常盤南駐車場使用料徴収収納業務委託

項目	単価	年間予定回数	備考
徴収収納業務	1回につき 13,000円	109回	年間見込 1,417,000円

上記金額には消費税及び地方消費税を含まない。